

関税定率法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

1. 関税定率法等の一部改正に伴い、輸入貨物の課税標準となる価格の決定に係る規定について整備を行うとともに、明確化を図ることとする。(関税定率法施行令第1条の4、第1条の5、第1条の6、第1条の8、第1条の9、第1条の12及び第1条の13関係)
2. 港湾法に基づく港湾運営会社等が所有し、又は管理する施設等を財務大臣が指定保税地域として指定することができる対象とすることとする。(関税法施行令第30条の2関係)
3. 特恵関税制度について、次の改正を行うこととする。
 - (1) 特恵関税の便益を与えない物品として中国を原産地とする化粧用噴霧器等を指定することとする。(関税暫定措置法施行令第25条関係)
 - (2) 特恵受益国からクロアチアを除外することとする。(関税暫定措置法施行令別表第1関係)
4. サモア及びラオスの世界貿易機関への加入に伴い、便益関税の適用国からサモア及びラオスを除外することとする。(関税定率法第5条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係)
5. 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成25年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
6. その他所要の規定の整備を行うこととする。
7. この政令は、平成25年4月1日から施行することとする。